

第2章 葛飾区の 男女平等推進の現状

1 少子・高齢化と世帯構成の変化

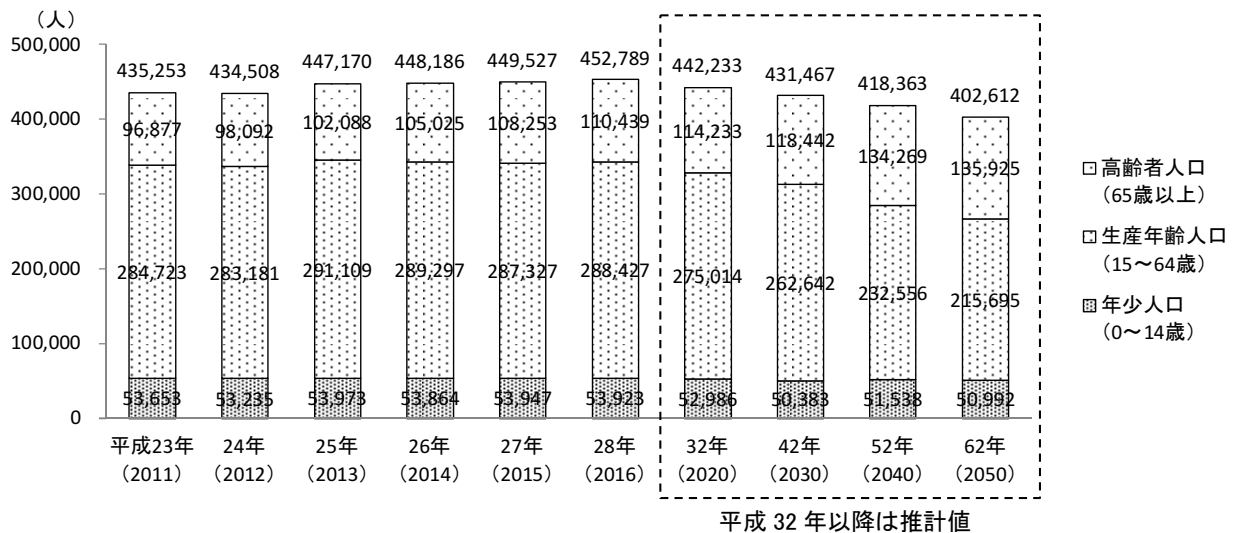
(1) 3区分別人口の推移

葛飾区の人口は微増傾向にあり、平成28年1月1日現在452,789人となっています。年齢3区分別の人口構成比をみると、高齢者人口が微増しています。

また、将来の人口を推計値でみると、その高齢者人口も平成57年をピークに減少、生産年齢人口も減少が続くことが予想され、平成62年には区全体で約40万人となっています。

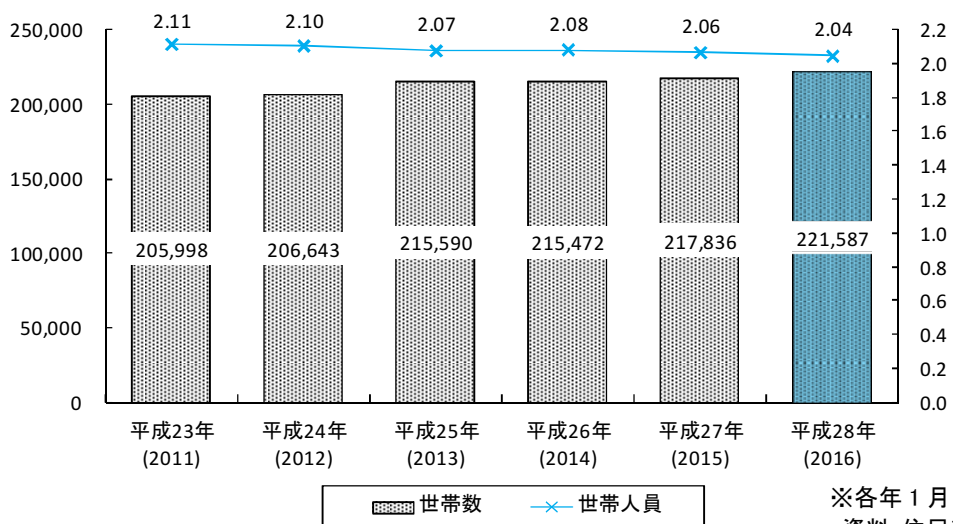
世帯数は、平成28年1月1日現在221,587世帯で平成23年から15,589世帯増加しています。一方平成28年の世帯人員数は2.04人で減少傾向にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移(葛飾区)



※各年1月1日現在
資料:住民基本台帳、葛飾区人口ビジョン

図表 世帯数および世帯人員の推移(葛飾区)



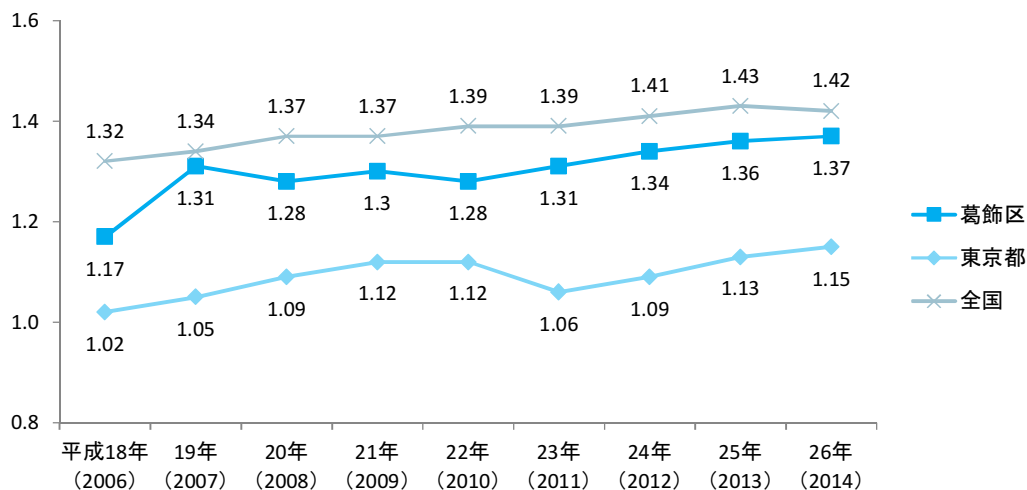
※各年1月1日現在
資料:住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率

葛飾区の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、平成22年から上昇傾向にあり、平成26年は1.37となっています。

東京都の1.15を上回っていますが、全国の1.42を下回っています。

図表 合計特殊出生率の推移(葛飾区、東京都、全国)

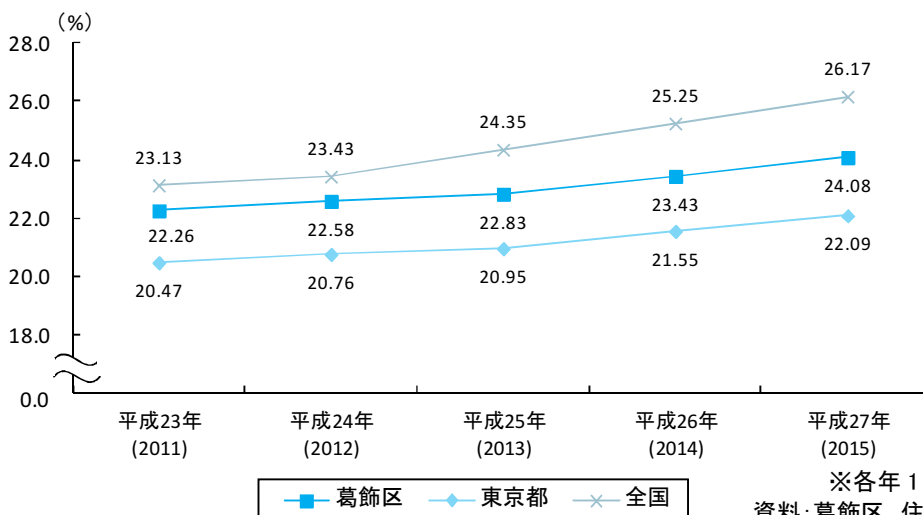


※各年1月1日現在
資料: 葛飾区 東京都人口動態統計
東京都 東京都人口動態統計
国 人口動態統計

(3) 高齢化率

葛飾区の高齢化率は、東京都、全国同様、上昇傾向にあり、平成27年は24.08%となっています。全国の26.17%を下回っていますが、東京都の22.09%を上回っています。

図表 高齢化率の推移(葛飾区、東京都、全国)



※各年1月1日現在
資料: 葛飾区 住民基本台帳
東京都 住民基本台帳
国 人口推計

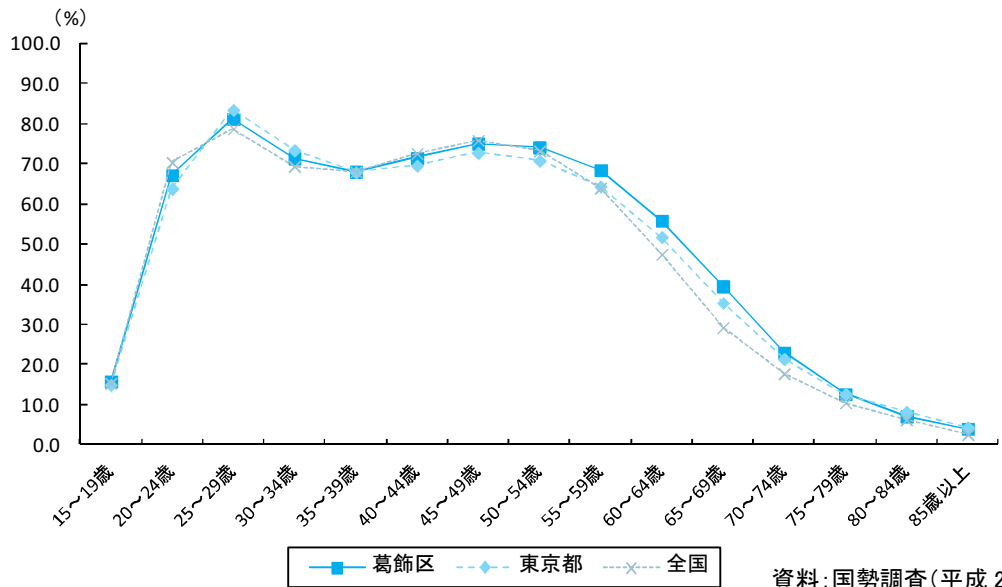
2 女性の労働と男女平等推進

(1) 女性の労働力率

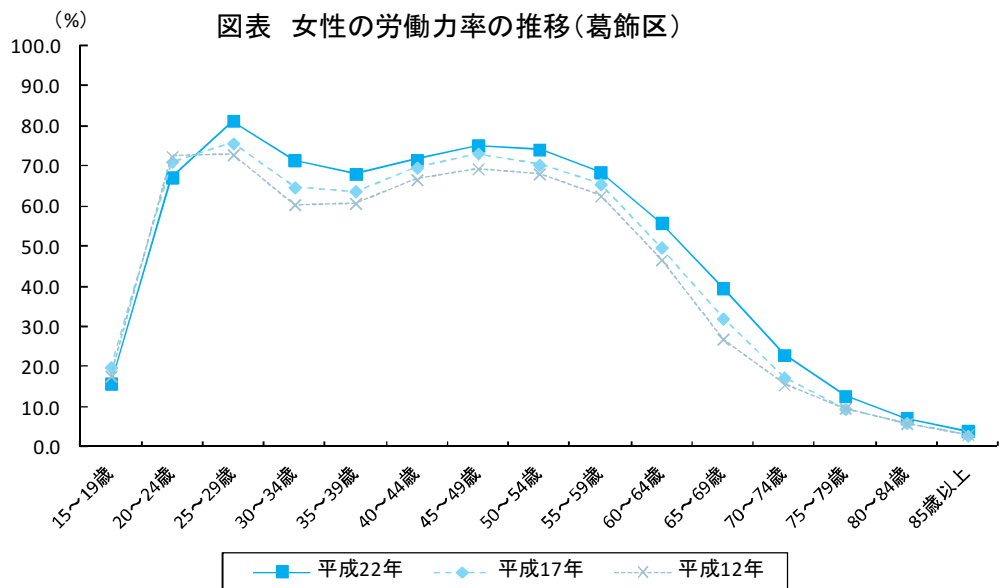
葛飾区の女性の労働力率は、50歳から69歳までで東京都、全国を上回っています。

女性労働力率の推移をみると、25歳以上すべての年齢層で上昇傾向にあります。30～34歳、35～39歳のいわゆるM字の谷の底の労働力率もあがっています。

図表 女性の労働力率(葛飾区、東京都、全国)



図表 女性の労働力率の推移(葛飾区)



(2) 審議会・委員会等への女性の参画状況

葛飾区の審議会・委員会委員に占める女性委員の割合は、「地方自治法第180条の5に定める委員会（※1）」は19.2%、「地方自治法第202条の3に定める審議会（※2）」は28.1%で、それぞれ東京都よりも高くなっています。その他審議会等は24.6%で東京都を上回っていますが、特別区合計よりも低くなっています。

図表 審議会・委員会等の女性の参画状況(葛飾区、東京都)

(人、%)

	地方自治法(第180条の5) に定める委員会※1			地方自治法(第202条の3) に定める審議会※2			その他審議会		
	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)	委員 総数	女性 委員数	割合 (%)
葛飾区	26	5	19.2	677	190	28.1	195	48	24.6
東京都 特別区合計	397	66	16.6	14,552	3,897	26.8	15,105	5,151	34.1
東京都 市町村合計	1,113	148	13.3	13,783	3,877	28.1	11,585	4,479	38.7
東京都 区市町村合計	1,510	214	14.2	28,335	7,774	27.4	26,690	9,630	36.1
東京都	92	10	10.9	691	170	24.6	1,576	356	22.6

※平成28年3月31日現在

※東京都の「地方自治法(第202の3)に定める審議会」及び「その他の審議会」については、平成26年4月1日現在
資料: 東京都男女平等参画 区市町村の男女平等参画推進状況

※1: 第180条の5(委員会及び委員の設置)(④~⑧は省略)

- ① 執行機関として法律の定めるところによる普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
 - 一 教育委員会
 - 二 選挙管理委員会
 - 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
 - 四 監査委員
- ② 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 公安委員会
 - 二 地方労働委員会
 - 三 収用委員会
 - 四 海区漁業調整委員会
 - 五 内水面漁場管理委員会
- ③ 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左のとおりである。
 - 一 農業委員会
 - 二 固定資産評価審査委員会

※2: 第202条の3(職務・組織・設置)

- ① 普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律若しくはこれに基づく法令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ② 付属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- ③ 付属機関の庶務は、法律又はこれに基づく政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

3 配偶者等からの暴力

(1) 葛飾区の相談状況

葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数は平成25年度までは減少傾向にありましたが、平成26年度は増加しています。

図表 葛飾区男女平等推進センターにおけるDV相談件数

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数	449件	399件	365件	705件	658件

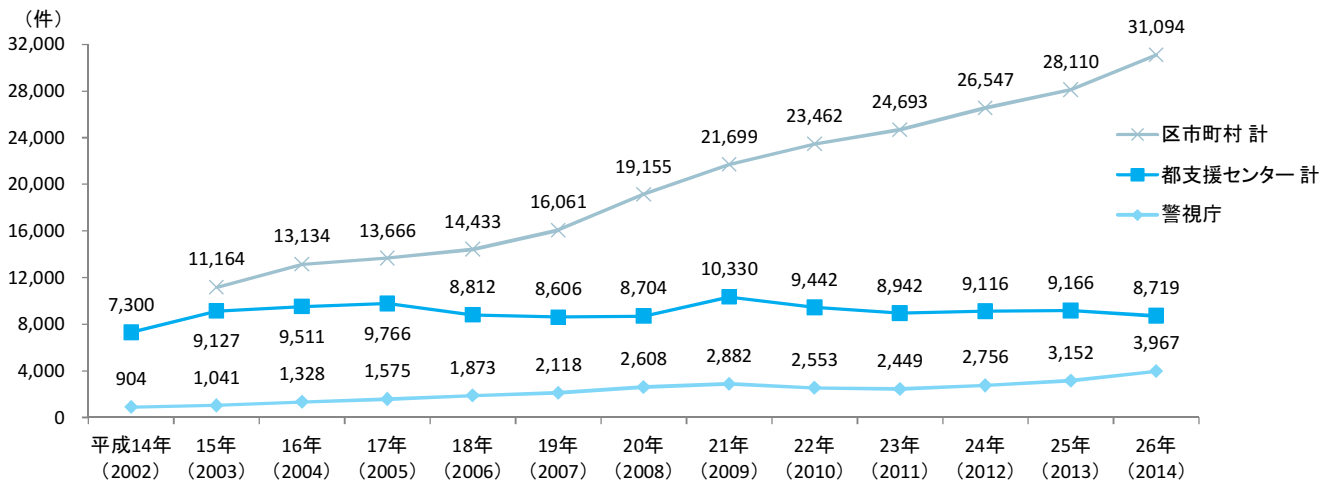
※平成26年度から、相談日を週1回から週2回に拡大

※平成28年3月31日現在
資料:葛飾区

(2) 東京都内の相談状況

配偶者暴力の相談件数は、区市町村の合計は増加傾向にあり平成26年度は31,094件となっています。都支援センターの合計はやや減少し、警視庁は増加傾向にあります。

図表 配偶者暴力についての相談件数の推移(東京都)



※平成27年3月現在
資料:東京都生活文化局調べ

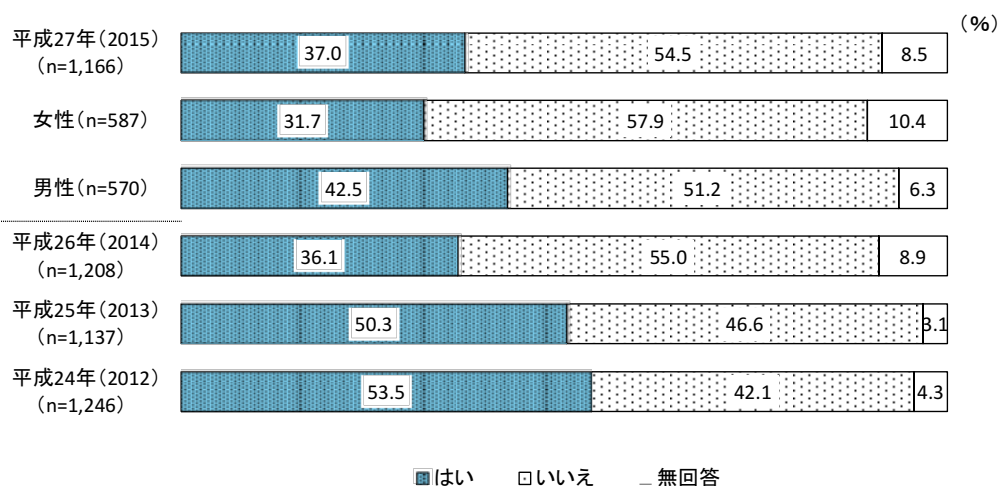
4 男女平等推進を取り巻く状況

(1) 男女共同参画に対する実感

葛飾区政策・施策マーケティング調査によると、男女の共同参画が進んでいると思う人の割合は、平成24年の53.5%からみると、平成25年50.3%、平成26年36.1%、平成27年37.0%と減少傾向にあります。

また、性別では、平成27年の男性42.5%に対して女性は31.7%と、10ポイント以上の開きがあります。

図表 男女の共同参画が進んでいると思う割合の推移(葛飾区)



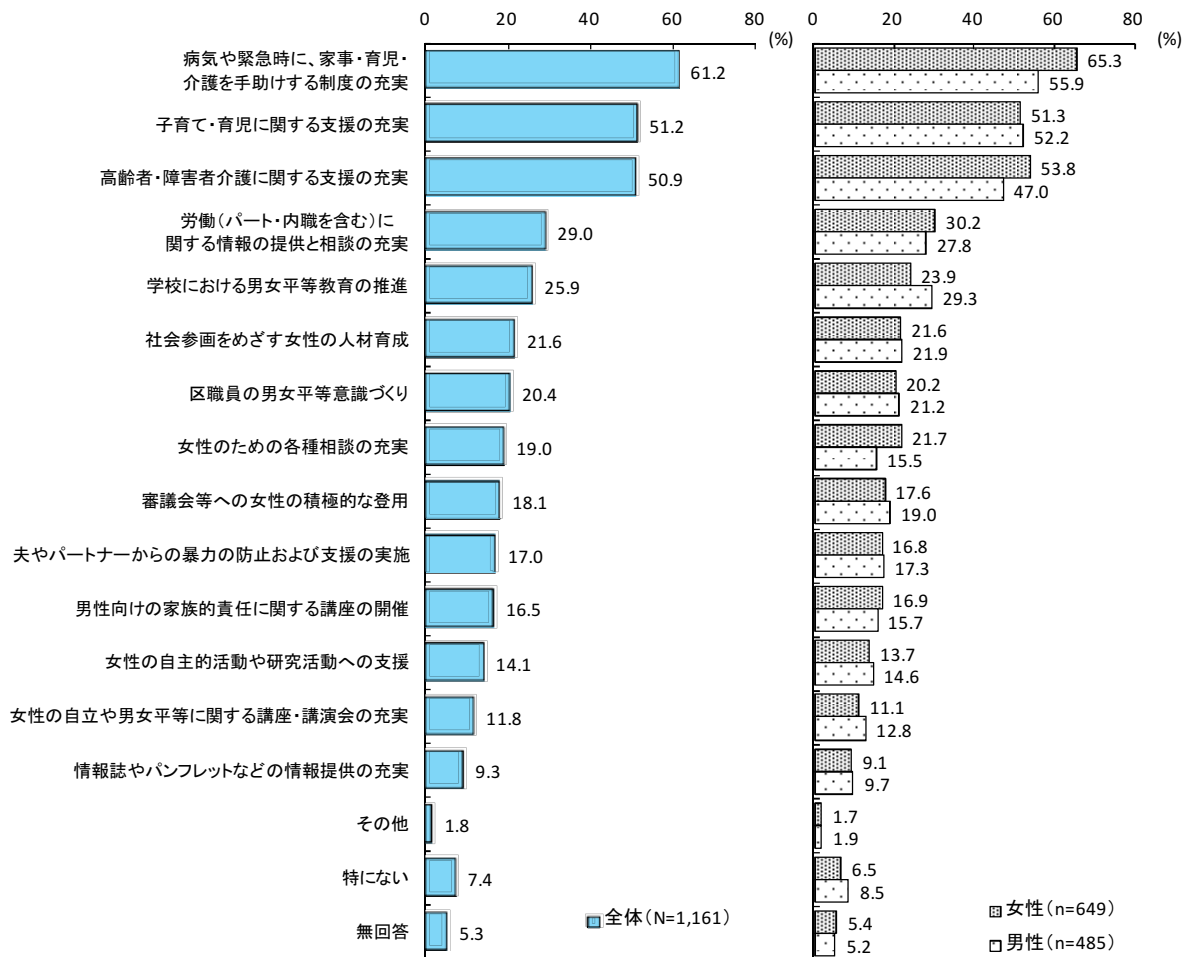
資料:葛飾区政策・施策マーケティング調査報告書(平成24~27年)

(2) 男女平等社会実現のために充実すべき施策

「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」では、男女平等社会実現のために充実すべき施策についてたずねています。

全体では、「病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実（61.2%）」が最も多く、「子育て・育児に関する支援の充実（51.2%）」、「高齢者・障害者介護に関する支援の充実（50.9%）」が続いています。性別にみてもこれらの項目が上位にあがっています。

図表 男女平等社会実現のために充実すべき施策（全体、性別：複数回答）



資料:「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」(平成 27 年)

